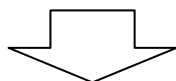


経営安定特別相談のご案内

こんな悩みありませんか？

- 経営状況が思わしくなく、赤字が続いている。
- 資金繰りが悪化し、買掛金や従業員への貸金支払いに遅れがある。
- 借入金が多く、返済が困難な状況にある。
- 売掛金が回収不能で貸倒れが懸念される。
- 取引や契約に関するトラブルについて相談したい。
- 会社清算や自己破産に関する相談を受けたい。
- その他（商工会担当者にご相談下さい）



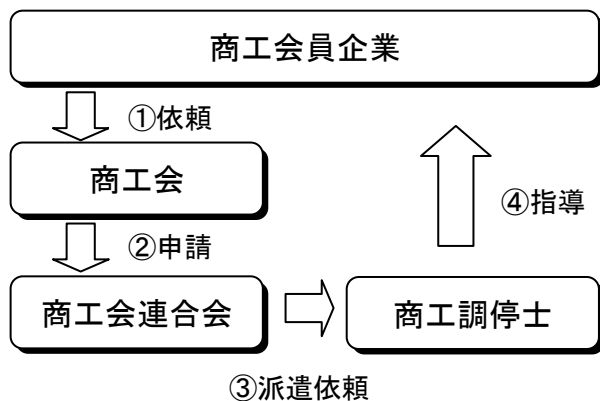
経営安定特別相談室にご相談下さい

経営安定特別相談室とは・・・

群馬県商工会連合会が委嘱した商工調停士（弁護士・中小企業診断士）が相談内容に応じて、問題解決に向けてアドバイスを行います。但し、中小企業診断士は事業所まで直接お伺いしますが、弁護士へのご相談は前橋または高崎の弁護士事務所までお越し頂きますので、ご了承下さい。

お申込は地元商工会または群馬県商工会連合会へ
(群馬県商工会連合会 TEL 027-231-9779)

☆ご利用の流れ



※予算が終了次第、本事業は終了させていただきますのでお早めにお申込下さい。